

## **[事案 30-261] 転換契約無効請求**

・令和元年5月22日 裁定終了

### **<事案の概要>**

転換およびその後の特約見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成5年2月に契約した個人年金保険（契約①）が、平成13年9月、利率変動型積立終身保険（契約②）に転換され、さらに、平成21年4月、契約②の特約が見直された利率変動型積立終身保険（契約③）が成立したが、転換または特約見直しの際、募集人から、10年ごとに更新するタイプの保険であることや特約の保険期間が80歳までであることなどの説明がなかったため、契約②への転換および契約③への特約見直しを無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、設計書を用いて、特約が80歳まで自動更新することなど、保険期間・保障内容を適切に説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約②への転換手続、契約③への特約見直し手続における状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が10年ごとに更新するタイプの保険であることや特約の保険期間が80歳までであること等を認識せずに契約②への転換手続または契約③への特約見直し手続を行ったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。